

補助金等評価シート

●基本情報

補助金名	指定等文化財保全費補助金						所管課	文化財保護課	
予算費目	款	教育費	項	社会教育費	目	文化財保護費	事業	文化財保護事業費	
	節	負担金、補助及び交付金	細節	補助金	細々節	指定等文化財保全費補助金			
総合計画	基本方針	4	人・資源・立地を活かし_未来を拓く産業のまちづくり			政策分野	8	観光交流	
	施策	2	文化財の保全・活用			主な取組	1	歴史的・文化的遺産の保全と活用	
交付開始年度	平成19年度		継続年数		18年		終了・見直し（予定）年度		令和8年度
法令・例規等	根拠法令		木津川市文化財保護条例						
	要綱名		木津川市文化財補助金交付要綱						
分類	その他補助				個人補助、団体運営費補助、事業費補助、利子等償還補助以外の補助に該当するもの				
目的	市の区域内に存する文化財の保護を図るため								
内容	文化財の所有者又は管理団体が文化財の適正な保存のために実施する事業を対象に交付								
補助率の設定	定率補助	補助率		国府補助金控除後額の2分の1以内（一部定額）			上限額		（事業の種類による） 最大2,500千円

ガイドライン対象	対象	対象外の理由	
----------	----	--------	--

●補助金等の状況

予算（要求）額		令和6年度		令和7年度		令和8年度（予定）	
		10, 000, 000円	前年度比	14, 479, 000円	前年度比	16, 279, 000円	前年度比
財源	特定財源	0円		0円		0円	
	一般財源	10, 000, 000円		14, 479, 000円	145%	16, 279, 000円	112%
	特定財源率（％）	0%		0%		0%	
補助対象事業費（見込）		19, 437, 889円		37, 190, 237円	191%		
補助金額（見込）		7, 499, 000円		14, 479, 000円	193%		
補助率（％）		39%		39%	101%		
補助の実績（予定）		国指定文化財保存修理事業2件、府指定等補助事業3件、京文連補助事業2件、国指定維持管理費補助事業14件、府指定等維持管理費補助事業7件、社寺等文化資料保全補助事業2件、市単独6件		国指定文化財保存修理事業3件、府指定等補助事業3件、国指定維持管理費補助事業14件、府指定等維持管理費補助事業8件、社寺等文化資料保全補助事業7件、市単独6件		国指定文化財保存修理事業5件、府指定等補助事業4件、国指定維持管理費補助事業14件、府指定等維持管理費補助事業6件、社寺等文化資料保全補助事業5件、市単独8件	
※ 団体 運営 費 補 助 の み	交付先団体における年間予算額						
	補助金の占める割合						
	令和6年度の交付先団体における繰越金						
	補助金と繰越金の割合対比						

●成果指標・目標

成果指標			
保存修理等事業完了後の対象文化財の公開件数（率）			
実績・目標値	令和6年度【実績値】	令和7年度【実績値】	令和8年度【目標値】
	6件／7件＝86%	9件／10件＝90%	3件／3件＝100%

●基本的な視点

検証項目		チェック	特記事項
公益性	事業の目的や内容に明確な公益性が認められるか	○	
必要性	社会経済情勢の変化や市民ニーズ等の変化に的確に対応しているか	○	
	補助事業の目的や内容について、行政が関与する必要性があるか	○	
	所期の目的を達成しているものではないか	○	
有効性	補助事業の目的に沿った成果があり、補助金に見合った効果が挙げたか	○	
	行政の直接執行や事業委託と比較し、補助金等による執行が最適な手段か	○	
	少額又は申請件数の少ない補助金等について、継続する必要性があるか	○	
妥当性	補助対象経費は、公金で補助することが妥当であるか	○	
	補助率や補助金額は社会経済情勢等や他自治体と比較し適切か	○	
公平性	必要性などが検証されることなく、同一の対象者に対し、長期間にわたり補助金等の支出をしていないか	○	
	明確な理由なく補助対象者を特定するなど、交付先に偏りがないか	○	
透明性	個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	
	補助金の概要、要綱等がホームページ等に掲載されているか	○	

●見直し基準

項目		適否	特記事項
1	ガイドラインに基づく必要事項・申請書類等が規定された補助金等交付要綱が整備されている	○	
2	補助率は補助対象経費の1/2以下である	○	
3	対象経費を明確にしており、公共性・公益性が伴わない経費は対象外としている	△	要綱に対象経費が明記されていないため、令和8年度中に要綱を改正する。
4	前金払・概算払を行っていない、もしくは、補助金等交付要綱に基づく規定・様式により適正な支給を行っている	○	
5	交付先団体の繰越金等を含めた財務状況からみて補助は適正である（団体運営費補助のみ）	—	
6	交付先団体の事務局が適切に運営されているか（団体運営費補助のみ）	—	

●今後の方向性

方向性	☐ 現行のまま継続 ☒ 見直し継続 ☐ 廃止	
現行のまま継続とする理由 見直し内容 又は 廃止理由	要綱に対象経費が明記されていないため、令和8年度中に要綱を改正する。	
見直し・廃止の時期	令和8年度	